

7. 利用者負担額（保育料）表

1号認定児童および3歳児～5歳児クラスに在籍の2号認定児童の利用者負担額（保育料）については、2019年10月以降幼児教育無償化に伴い、0円となっています。

(1) 2号・3号認定 利用者負担額（保育料）階層表【0歳児～2歳児クラス在籍児童】

(ア) 一般世帯

階層	定義	保育所・認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業			家庭保育所			備考
		0歳児～2歳児			0歳児～1歳児			
		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	
1	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	
2	市民税非課税 (所得割非課税世帯を含む)	0	0	0	0	0	0	注意④を参照
3	市民税・所得割額 48,600円未満	10,700 (10,600)	5,400 (5,300)	0	8,100 (8,000)	4,100 (4,000)	0	注意④を参照
4	市民税・所得割額 97,000円未満	19,400 (19,100)	9,700 (9,600)	0	14,600 (14,400)	7,300 (7,200)	0	注意③を参照
5	市民税・所得割額 169,000円未満	34,000 (33,500)	17,000 (16,800)	0	25,500 (25,200)	12,800 (12,600)	0	注意③を参照
6	市民税・所得割額 301,000円未満	45,900 (45,200)	23,000 (22,600)	0	34,500 (33,900)	17,300 (17,000)	0	注意③を参照
7	市民税・所得割額 397,000円未満	57,700 (56,800)	28,900 (28,400)	0	43,300 (42,600)	21,700 (21,300)	0	注意③を参照
8	市民税・所得割額 397,000円以上	78,000 (76,700)	39,000 (38,400)	0	58,500 (57,600)	29,300 (28,800)	0	注意③を参照

(イ) ひとり親家世帯・在宅障害児（者）世帯

階層	定義	保育所・認定こども園・小規模保育事業・事業所内保育事業			家庭保育所		
		0歳児～2歳児			0歳児～1歳児		
		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
2	市民税非課税 (所得割非課税世帯を含む)	0	0	0	0	0	0
3	市民税・所得割額 48,600円未満	3,000 (3,000)	0	0	2,300 (2,300)	0	0
4A	市民税・所得割額 77,101円未満	3,000 (3,000)	0	0	2,300 (2,300)	0	0
4B	市民税・所得割額 97,000円未満	9,700 (9,600)	0	0	7,300 (7,200)	0	0
5	市民税・所得割額 169,000円未満	17,000 (16,800)	0	0	12,800 (12,600)	0	0
6	市民税・所得割額 301,000円未満	23,000 (22,600)	0	0	17,300 (17,000)	0	0
7	市民税・所得割額 397,000円未満	28,900 (28,400)	0	0	21,700 (21,300)	0	0
8	市民税・所得割額 397,000円以上	39,000 (38,400)	0	0	29,300 (28,800)	0	0

【注意】

- ① 保育料は、保育標準時間を記載しています。下段の（ ）は保育短時間を記載しています。
- ② 上記所得階層区分は、4月分から8月分までは前年度の市民税による区分、9月分から翌年3月分までは当年度の市民税による区分となります。
- ③ 市町村民税の所得割は、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割・株式譲渡所得割額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除を行う前の額を用いるものとします。
- ④ 一般世帯で、市民税所得割課税額が57,700円以上の世帯で、小学校就学前のお子さんが2人以上いる場合は、年齢の高い児童の順に2人目は、第1子の半額（100円未満切上げ、以下同じ。上記表の第2子の額。）となり、3人目以降は、無償（上記表の第3子以降の額）となります。ただし、生計が同一の小学生以上の兄・姉がおり、兄・姉から数えて第3子以降で、前述の要件に当てはまらずに保育料の軽減を受けられない場合には、第1子の半額（上記表の第2子の額。）となります。
- ⑤ 一般世帯で、市民税所得割課税額が57,700円未満の世帯で、生計が同一の子どもが2人以上いる場合は、年齢の高い児童の順に2人目は、第1子の半額（上記表の第2子の額）となり、3人目以降は、無償（上記表の第3子以降の額）となります。
- ⑥ 3歳以上児については、上記金額以外に主食給食費として月1,000円が必要です。
- ⑦ 上記表の歳児の区分はクラス年齢です。歳児の区分はその年齢の誕生日を迎えた日以降の4月1日に変更となります。（例：8月で3歳となる児童が「3歳児」の区分に変わるのは3歳の誕生日以降の4月からです。）
- ⑧ 認定保育時間を超えて保育を利用する場合は、延長保育料が別途必要になります。ただし、第1階層、第2階層世帯の児童は無料となります。
- ⑨ 税の還付、修正申告等により年の途中に税額更正があった場合や保護者の結婚・離婚など家庭状況に異動があった場合は、保育料が変更になることがありますので速やかに届け出てください。
- ⑩ 保育料の算定時に保護者である父母がいずれも市民税非課税で、かつ、生計が同一である世帯の扶養義務者（祖父母等）のいずれかが300万円以上の収入がある場合は、扶養義務者のうち収入の多い者の市民税の所得割額で保育料を決定します。
- ⑪ 保育料算定時に、必要書類の提出が無い場合は、第8階層とみなしてこの表を適用します。
- ⑫ 途中ででの入退所については、その月の保育料は日割り計算します。その月の保育料＝月額保育料×在籍日数（休園日除く、25日を超える場合は25日）÷25日（10円未満切り捨て）*土曜日閉所園は25日ではなく20日